

平成十九年六月十五日受領
答弁第三四九号

内閣衆質一六六第三四九号

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ペルー大使館に配置されていた日本画「杏」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ペルー大使館に配置されていた日本画「杏」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「杏」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「杏」は、十一万円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、

購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「杏」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「杏」を廃棄した時点でのペルー国駐箚特命全権大使は成田右文であり、

同氏は現在メキシコ国駐箚特命全権大使である。

六について

外務省として、御指摘の「杏」の管理体制は適切であったと考える。